

# ナチ期ドイツの外貨不足問題と輸出促進政策の展開

—ライヒ銀行団体による分担金問題を中心に—

三ツ石 郁 夫

## 1. 問題の所在——金・外貨準備問題の鍵としての輸出奨励措置——

ナチ期の経済体制と軍備拡大政策は、とくに1930年代後半、一つの重要な経済政策目標としてアウトアルキー化(経済の自給自足化)の方向性のもとに展開された。しかし、この過程において、原料・労働力不足とともに、何よりも金・外国為替準備の減少はナチ経済体制にとって、そのアウトアルキー化目標にもかかわらず、政策展開の重大な障害要因となっていた。国内経済発展と第二次4ヵ年計画を進めるためには、外国からの原燃料輸入が不可欠であり、それを購入するための金・外国為替準備が枯渇する危機が生じていたのであった<sup>1)</sup>。

中央銀行ライヒスバンク(Reichsbank)が保有する金・外貨準備は、すでに1931年銀行危機をきっかけとして20億ライヒスマルク(Reichsmark, 以下, RMと略)以上の水準から急減し、ワイマール末期の1932年3月には10億RMを割り込ん

でいた。ヒトラーが政権を掌握したのち、1933年4月以降、金・外貨準備は9億2000万RMの水準からさらに低下し、1934年6月には1億RMを下回る危険領域に入り込んでいた。その後、ライヒスバンクが保有する金・外貨準備は、1935年8月から9月にかけて一度1億RMを超えただけで、あとは第二次世界大戦が勃発する1939年9月まで、ほぼ一貫して7600万RM前後に張り付いたままであった<sup>2)</sup>。

このような金・外貨準備の減少に対して、1930年代前半には3つの方法で対応策がとら

2) German Exchange Control 1931-1939, in: *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.54, No.4, Part 2, 1940, p.133-136.

金・為替問題を体制の危機と関連づけて捉える視点のなかで、たとえばメイソン(Timothy Mason)は、外貨不足が1930年代末におけるオーストリア併合とズデーテン侵略、そしてポーランド侵攻にとって決定的な要因となったと捉えた。T. Mason, *Innere Krise und Angriffskrieg*, in: Fr. Forstmeier/H.-E. Volkmann (Hg.), *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges*, Düsseldorf 1975, S.158-188. 参照。

これに対してその後、リツチュル(Albrecht Ritschl)ならびにバンケン(Ralf Banken)は、ライヒスバンク保有分だけでなく、個人・企業所有分ならびにオーストリアとズデーテンからの「略奪」分を合わせると、1930年代末期の金・外貨準備はけっして危機的状況ではなかったとしている。A. Ritschl, *Die deutsche Zahlungsbilanz 1936-1941 und das Problem des Devisenmangels vor Kriegsbeginn*, in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte*, 39, 1991, S.103-123.; R. Banken, *Die deutsche Goldreserven- und Devisenpolitik 1933-39*, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 2003/1, S.49-78. 参照。

なお、1939年におけるドイツの経済状況、とりわけドイツの貿易構造と戦争開始との関係について問題整理を行っているものとして、次が参考になる。D. Kaiser, T. Mason and R. J. Overly, *Germany, Domestic Crisis and War 1939*, in: *Past and Present*, 122, 1989, pp.200-240.

1) 「アウトアルキー」と「広域経済圏」の集合概念を手がかりに、ドイツの通商政策を分析したものとして、Teichert, Eckart, *Autarkie und Großraumwirtschaft in Deutschland 1930-1939. Außenwirtschaftspolitische Konzeptionen Zwischen Wirtschaftskrise und Zweitem Weltkrieg*, München 1984.がある。貿易をナチ権力政治の目標のために再編する手段として初期の為替管理を捉えようとするものとして、Doering, Dörte, *Deutsche Außenwirtschaftspolitik. Die Gleichschaltung der Außenwirtschaft in der Frühphase des nationalsozialistischen Regimes*, FU Berlin-Diss. 1969.がある。日本の研究としては、栗原優『第二次世界大戦の勃発——ヒトラーとドイツ帝国主義——』名古屋大学出版会、1994年；工藤章『20世紀資本主義——国際地位と大企業体制——』東京大学出版会、1999年、とくに第3章をそれぞれ参照。

れていた。第一は外貨管理であり、とくに輸入の制限である。1931年銀行危機を受けて同年7月15日・18日の緊急令ならびに8月1日の緊急令によって、すべての金・外貨取引はライヒスバンクに集中され、厳格な管理は各州財務局の「外国為替管理局」(Stelle für Devisenbewirtschaftung)に委託された。外貨支払いを抑制するために、同年10月からは輸入のための外貨支払いには割当制が導入され、その割合はしだいに高められて1934年2月までに50%に制限された<sup>3)</sup>。

第二の方法は、ドイツの外国債務に関して元利の返済を制限することである。1931年9月17日に結ばれた「支払停止協定」(Stillhalteabkommen)は、ドイツの銀行と外国の銀行との間で短期債務支払いを据え置くもので、これはその後毎年更新された<sup>4)</sup>。さらに1932年3月1日に発効した「ドイツ信用協定」(Das Deutsche Kreditabkommen)は50億RM以上の対外債務返済を1年間延長し、ライヒスバンクと外国側債権者の協議によって返済ないし借換(短期債務を10年の6%債務ないしドイツの債券や土地抵当に借換)を検討することとした。こうした措置にもかかわらず、金・外貨の減少は止まらなかった。そこで、1934年半ばには、ライヒ(政府)国債を除いたすべての中長期対外債務の元利支払いは停止され、債権者にはドイツ外債償却金庫(Konversionskasse für deutsche Auslandsschulden)による1945年満期の3%長期債務証書が発行された<sup>5)</sup>。

これらの措置は、いずれも金・外貨の流出を抑制することを目的としており外貨の減少を一定押しとどめる効果を持っていたのは確かであるが、結局、問題は外貨準備を回復するために受け取りをいかにしてより増やすかであった。そのためには何よりも第三の方法として、輸出を拡大することが不可欠であった。

しかし世界恐慌によって、1930年代の貿易は世界的に縮小しており、また1931年9月のイギリス金本位制離脱によってポンド・スターリングのレートは同年12月までに30%下落し、これは金本位制を維持した国の通貨にとっては40%の騰貴を意味していた。このときイギリスに追随して25カ国が金本位制を放棄したのであるが、ドイツは平価を切り下げなかったであり、そのことは大きなデフレ圧力として感じられていたのである<sup>6)</sup>。

1931年第3四半期におけるドイツの輸出は、第1表に示されるように、24億6500万RMであったが、1年後の1932年第3四半期には13億260万RMへと半分近くまで急減し、同期間に貿易収支は10億RMの黒字であったのが2億4470万RMへと4分の1になった。こうした事態が、賠償金支払い・資本収支のマイナスとともに金・外貨準備の減少に大きく影響したのである<sup>7)</sup>。

ライヒ(中央政府)経済省は1932年9月以降、外国為替管理規定の例外として、輸出業者に対し、その輸出代金の一部として、ドイツの対外債務証書である外国債券(Bonds)を外国人か

3) *Verwaltungsbericht der Reichsbank für das Jahr 1931*, Berlin 1932, S.9f.; Ebi, Michael, The Overvaluation of the Reichsmark: Effects on Manufactured Exports and German Foreign Trade Policy, in: Christoph Buchheim (ed.), *German Industry in the Nazi Period*, Stuttgart 2008, S.27f.; Irmeler, Heinrich, *Bankenkrise und Vollbeschäftigung*, in: Bundesbank (Hg.), *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975*, Frankfurt am Main 1976, S.301f. (呉文二・由良玄太郎監訳『ドイツの通貨と経済——1876～1975年——』上, 1983年, 368-69頁)

4) *Verwaltungsbericht für das Jahr 1931*, S.9.

5) *Verwaltungsbericht für das Jahr 1934*, Berlin 1935, S.6.

6) C. P. キンドルバーガー(石崎昭彦・木村一朗訳)『大不況下の世界 1929 - 1939』東京大学出版会, 1982年, 138-141頁。キンドルバーガーは、ドイツがこの時平価を切り下げなかった理由として、ヤング案による為替維持義務、フランスからの在独資金引揚げ脅迫、外債の自国通貨建てコスト抑制などを挙げつつ、とくにブリューニング内閣が国民のインフレ恐怖を背景として平価維持を決定したことを指摘している。

7) German Exchange Control 1931-1939, in: *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.54, No.4, Part 2, 1940, p.140.

第1表 ドイツの貿易収支(1929-39年)

(百万RM)

年	四半期	輸入	輸出	貿易収支	年	四半期	輸入	輸出	貿易収支
1929年	1	3,354.9	3,054.7	-300.2	1935年	1	1,129.7	967.0	-162.7
	2	3,465.1	3,476.6	11.5		2	1,008.7	995.0	-13.7
	3	3,338.8	3,487.3	148.5		3	965.3	1,099.7	134.4
	4	3,288.0	3,464.4	176.4		4	1,055.0	1,208.0	153.0
1930年	1	3,171.0	3,222.0	51.0	1936年	1	1,052.9	1,134.2	81.3
	2	2,533.0	2,983.0	450.0		2	1,058.4	1,107.7	49.3
	3	2,440.0	2,923.0	483.0		3	1,027.6	1,215.8	188.2
	4	2,249.0	2,908.0	659.0		4	1,079.2	1,310.5	231.3
1931年	1	1,919.0	2,420.0	501.0	1937年	1	1,092.7	1,285.2	192.5
	2	1,885.0	2,348.0	463.0		2	1,433.7	1,431.3	-2.4
	3	1,464.0	2,465.0	1,001.0		3	1,443.4	1,565.8	122.4
	4	1,459.0	2,366.0	907.0		4	1,498.5	1,628.8	130.3
1932年	1	1,251.7	1,605.4	353.7	1938年	1	1,399.0	1,360.0	-39.0
	2	1,142.7	1,382.4	239.7		2	1,482.0	1,354.0	-128.0
	3	1,057.9	1,302.6	244.7		3	1,476.0	1,375.0	-101.0
	4	1,214.1	1,448.0	233.9		4	1,592.0	1,449.0	-143.0
1933年	1	1,077.0	1,190.0	113.0	1939年	1	1,445.8	1,333.4	-112.4
	2	1,011.0	1,188.0	177.0		2	1,285.5	1,459.9	174.4
	3	1,044.0	1,230.0	186.0					
	4	1,072.0	1,263.0	191.0					
1934年	1	1,147.4	1,094.3	-53.1					
	2	1,152.8	991.9	-160.9					
	3	1,056.7	1,005.4	-51.3					
	4	1,094.1	1,075.3	-18.8					

出典：German Exchange Control 1931-1939, in: *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.54, No.4, Part 2, 1940, p.140.

注：1938年以降の数値はオーストリアを含めた「大ドイツ」の数値。

ら買入れ、国内の当該証書の債務者に売り渡すことを認めた。外国市場において外国債券は大きく割引されて取引されていたために、輸出業者はこの債券の売買によって差額を輸出に関わる補助金として得ることができた。これは、輸出に直接関係する措置ではないために、「追加的輸出手続」(Zusatzausfuhrverfahren, 以下, ZAVと略)と呼ばれた。ドイツは形式的には金本位制を保持し、したがって従来の金平価が公式のレートであったが、国内はともかく国外においてはRMの実勢レートはかなり低下していた。ZAVは、こうした内外の通貨価値の差を利用して輸出を促進しようとしたものであったが、同じ仕組みを利用したものとして、さらに登録マルク・封鎖マルクの方法がある。これは、

外国の輸入業者がライヒスバンク管理下にある封鎖マルク口座を利用してドイツからの輸入品の価格の一部を支払うものであり、封鎖マルク口座の資金は外国市場での交換不可能性と他の使用制限を理由として割引されて取引されたため、実質的にドイツからの輸入価格が引き下げられることになったのであった。これらの手続きによって、輸出価格は1933年までに28%~40%割引かれた<sup>8)</sup>。

ナチ期に入ると、1933年7月、ライヒスバンク管理の下にドイツ外債償却金庫が設立さ

8) Ebi, Michael, *Export um jeden Fall. Die Deutsche Exportförderung von 1932-1938*, Stuttgart 2004, S.32-47.; Irmeler, a.a.O., S.310f. (前掲訳書, 379-380頁); Ebi, Overvaluation, p.28-29.

れ、対外債務支払いはこの金庫(実質的にはライヒスバンク)に集中された。ここでライヒスバンクは利子支払いの50%だけを外貨で支払い、残りをいわゆるスクリプス(Skrips)で支払った。これは、払い戻し期日が指定されていない無利子の債権であった。外国の債権者には、これをライヒスバンク支配下の金割引銀行(Golddiskontobank)に対して50%の割引で売却し外貨と交換することが認められた。金割引銀行はスクリプスをわずかな手数料をつけてドイツの輸出業者に販売し、かれらはそれを償却金庫に売却して差額を手にしたのである。この措置によって輸出価格は1934年初めまでに49%まで補助された<sup>9)</sup>。

このことによって、ZAVが開始された1932年第3四半期には輸出の減少傾向にストップがかかり、1933年には横ばいか若干の増加も見られ、低い水準ではあるが、貿易収支も回復への傾向を見て取ることもできる。しかし1934年に入ると、国内景気の回復の始まりと輸出の低落の始まりによって貿易収支が赤字に陥った。これには、1934年4月から5月にかけて開かれたドイツの債務支払いに関するベルリン会議において、債務支払いを輸出補助金に利用する方法が制限されたことも関連している。こうして1934年における外貨危機の局面が生じたのである。ライヒスバンク総裁シャハト(Hjalmar Schacht)の「新計画」(Der neue Plan)は外貨問題のこうした背景のなかから生まれてきたのである<sup>10)</sup>。

本稿は、この「新計画」以降、1935年7月から実施された輸出奨励措置、つまり新たに国内企業から分担金を徴収し、それを輸出企業に配分することによってドイツの輸出競争力を高めようとしたZAVを対象として、とくに銀行

業に対してこの分担金がいかにして賦課され徴収されたかを明らかにしようとするものである。

この輸出奨励措置全体については、エビイ(Michael Ebi)によって成立過程、内容、効果が詳細に明らかにされ、1937年までドイツの輸出増加に貢献したことが示されている<sup>11)</sup>。本稿は、この研究成果に依拠しながら、そこで扱われていなかった銀行業に対する輸出奨励分担金徴収の実施過程を明らかにし、制度の全体像を明らかにするとともに、ナチ経済において企業行動がどのように政府から影響を受けていたかをあわせて検討しようとするものである。

銀行業は、1931年の銀行危機において大きな損失を被り、公的資金の支援を受けていた。当時のベルリン大銀行であったドイチェ・バンク=デイスコントゲゼルシャフト(Deutsche Bank und Diskontogesellschaft、以下ドイチェ・バンク)、ドレスナー・バンク(Dresdner Bank)とコメルツ・ウント・プリファート・バンク(Commerz- und Privatbank、以下コメルツ・バンク)は1930年末から1933年までに合わせて11億7000万RMの損失を計上し、ドイチェ・バンクは株式資本1億4400万RMのうち、金割引銀行から34.7%、ドレスナー・バンクは株式資本2億2000万RMのうち金割引銀行から21.7%、政府から69%、またコメルツ・バンクは株式資本8000万のうちそれぞれ55.5%と14%の支援を受けていた<sup>12)</sup>。

ナチ期における景気回復傾向のなかで、1934年末までに製造業の資本収益率は3.6%に回復していたが、上記3銀行の資本収益率は0.4%に止まっていた。このように銀行の収益率が低い理由として、第一に当時のライヒスバンク金

9) Ebi, *Export*, S.47-57.; Ebi, *Overvaluation*, p.28-29. 補助率49%は、イルムラーが、シュトラウスの推計として紹介しているものである。実際、この方式は1934年はじめまでは機能したといえる。

10) ベルリン会議について、Ebi, *Overvaluation*, p.33.

11) Ebi, *Export*, S.93-243.

12) Kopper, Christopher, *Zwischen Markt und Dirigismus. Bankenpolitik im „Dritten Reich“ 1933-1939*, Bonn 1995, S.51.; Wandel, Eckhard, *Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945)*, in: *Deutsche Bankengeschichte*, Bd.3, Frankfurt am Main 1983, S.175.

利引下げ政策が銀行の利ざやを狭めていたこと、第二に厳格で制限的な資本市場政策の結果、新規の株式・社債発行が停滞していたこと、第三に産業において自己金融が広がり、産業金融の範囲が縮小していたこと、そして第四に本稿で問題にしようとする外国貿易の縮小である。もっともこうした事情は、ベルリン大銀行に特徴的であり、地方銀行は地方の中小企業と密接に結びついていたために、むしろ収益状況は対照的な状況を示していた<sup>13)</sup>。

こうしたなかで提案された輸出奨励措置の分担金に対して、収益状況の悪いベルリン大銀行は繰り返し抵抗を示したのであるが、結局自発的に制度に参加するかたちをとった。本稿は、まずシャハトの新計画の構想過程を検討し、なぜ産業に負担をかける制度が必要となったかを明らかにし、次に政府・ライヒスバンクと銀行業との分担金交渉過程を、米国国立公文書館アレクサンドリア押収ドイツ文書に収蔵されているライヒ経済省記録(マイクロフィルム版)を利用しながら明らかにし、最後にこの輸出促進措置の意義を、とくに1930年代後半のナチ経済体制のなかで明らかにすることとしたい。

## 2. 1934年の貿易為替管理政策

1934年5月以降の国際収支危機を受けて、シャハトはライヒスバンクならびにライヒ経済省のなかで通商政策の再検討を行った。そこから生まれてきたのが「新計画」である。それは外貨危機だけでなく、外国債務支払い、輸入相手先の封鎖措置、国内景気回復、原料不足によ

る軍備拡大テンポの後退という諸問題を、量的輸入制限と輸入管理、国内原料生産の促進、為替レートの保証と補助金による輸出促進によって行政的に解決しようとするものであった<sup>14)</sup>。ここでまず、政府・ライヒスバンクの検討がどのように展開し、なぜそれがZAVの重視とその改革へつながったかをみておこう。

### (1) 従来の貿易為替管理政策の検討

1932年以来、ZAVは個別的な輸出奨励措置として外国債券やスクリプスを利用して、ドイツの対外債務返済に絡ませて輸出を拡大しようとする目的をもって、輸出業者への補助金政策として導入されてきた。

ZAVを利用した輸出額は、1934年6月では輸出総額3億4000万RMのうち1億2500万RM(3分の1弱)を占めており、この額と割合はさらに高まりつつあった。また、この制度によって補償される金額は、輸出商品価格の平均25%に上っていた。それゆえZAVの拡大が進むにつれて、制度を従来の個別的なものからより一般的なものとへ転換する必要があった。つまり、すべての輸出業者(企業)は、輸出によって生じる損失を一定の割合で補償される必要があったのである<sup>15)</sup>。

輸出業者(企業)への損失補償金の支払は、金割引銀行によってではなく、輸出収益が入金するライヒスバンクによって行われる。この計画のために必要な資金は、支援を必要とする輸出月額2億RMのうちの約25%が補助金とすると、月額約5000万RMとなる。しかし輸出補助金が増額されると販売価格は引き下げられ、輸出収益が低下するから、従来の外国為替収入を維持するためには輸出量を増やさねばならない。輸出が増えるとなると、月額輸出奨励補助

13) Kopper, Christopher, *Banking in National Socialist Germany, 1933-39*, in: *Financial History Review*, 5, 1998, p.55-57.

14) Teichert, a.a.O., S.42. 栗原氏は、新計画を、ナチ政府が国内自由貿易派の要求を切り捨てて、中欧ないし南東欧との広域経済圏構想を実現する一過程として扱っている。栗原前掲書, 177-250頁。また、川瀬泰史「シャハトの新計画」『立教経済学研究』第46巻第1号, 1992年。

15) Nr. 4: Aufzeichnung der Reichsbank zum Neuen Plan im Außenhandel. 14. August 1934, in: *Akten der Reichskanzlei. Regierung Hitler 1933-1945 (ARH)*, Bd.II/1, München 1999, S.13.

16) A.a.O., S.13f.

金はおよそ 6000 万 RM が見込まれることになる<sup>16)</sup>。

ライヒ政府は輸出奨励措置を外国からわからないように秘密にすすめる必要があった。なぜなら、もしこの奨励措置が明らかになれば、外国から反ダンピングの報復措置が考えられるからである。それゆえ、公的資金からの補助金は意図的に避けられた。

第一の資金調達方法は、従来からのスクリプスと外国債券の購入による補助の方法であった。外国為替の保有状況は深刻であったが、両債権の外国からの買取額を月に 1000 万 RM までとし、それは当時の相場では、輸出奨励資金として月額 1800 万 RM、つまり年額 2 億 1600 万 RM 調達することを意味した。

第二の方法は、ドイツ外債償却金庫が保有する資金を輸出奨励に利用することであった。これには 2 種類あり、まず同金庫に流入する月額 2200 万 RM (年額 2 億 6400 万 RM) とすでに同金庫が保有する資金のうちから、月額 300 万 RM (年額 3600 万 RM) が流用された。

これらを合計すると輸出奨励措置のために利用可能な資金は月額 4300 万 RM (年額 5 億 1600 万 RM) であった。上述のように、支出面から計画された補助金の月額は約 6000 万 RM であったから、ここで月額 1700 万 RM (年額 2 億 400 万 RM) が不足していた。また外債償却金庫からの流用金が予想額に達しない場合や、補助金が予想額を超える場合には、この不足額はさらに増大する可能性があった<sup>17)</sup>。

## (2) 輸入管理政策

他方で、輸入管理についても新たな方法が検討された。その考え方は、輸入企業が輸入総額を決定するのではなく、輸入のために利用可能な外国為替実額に輸入総額を自動的に合わせようとするものである。この時期にはすでに、ライヒスバンクは輸入品に対して支払われるべき

外国為替を十分保有できなくなっていたのである。1934 年 6 月 25 日から、ライヒスバンクはもはや日々受け取る以上の為替を支払うことをやめた<sup>18)</sup>。

同年 7 月における外国為替勘定は第 2 表の通りである。ここで実際に輸入のために支出された外国為替は、表右側上 3 項目の合計 3 億 2500 万 RM から、表左側上から 3 項目目 (ライヒスバンク保有からの返却) と 4 項目目 (RM 特別・清算勘定からの新規未払い残高) の金額を差し引いた額、つまり 2 億 6900 万 RM であった。ところが、同年 7 月に実際に輸入された額は約 3 億 6000 万 RM であった。それゆえ、ここで導入されようとする輸入管理とは、7 月を例に取ると、外国での購入を最初から制限して、実際の輸入額である 3 億 6000 万 RM を外国為替支出額に近づけようとするものであった<sup>19)</sup>。

問題は、ライヒスバンクの側で輸入のための外国為替をいつどの程度支出するかであった。ライヒスバンクにとっては、輸入のために利用可能な外国為替について正確に報告することは難しかったのである。そこで、ライヒスバンクはまず最初に資本・サービス取引ならびに商品信用取引に必要な外国為替を先に配分し、その後で、残額、つまり翌日以降の現金取引に利用可能な外国為替保有額を、毎日の業務終了後、輸入監視委員ないし当局に報告することとした。そこで、最初の商品信用取引には特別な規制が必要となった。その規制は、通商政策、経済政策、そして為替政策の観点から検討された。

まず通商政策の観点では、輸入検査がなされるすべての商品が割当の対象となる。しかしたとえば、イタリアオレンジのように、輸入を制限すると反対に相手国への輸出が制限されるような商品では、輸入をできるだけ多くすることが必要になる。第二に経済政策の観点では、ドイツが必要とする商品、とくに食糧、飼料、原料、

17) A.a.O., S.14f.

18) A.a.O., S.16. Doering, a.a.O., S.69.

19) A.a.O., S.17.

第2表 1934年7月の外国為替勘定

外国為替収入	(百万RM)	外国為替支出	(百万RM)
外国通貨新規受取り	298	商品貿易 <sup>1)</sup>	134
RM特別勘定・清算勘定からの支払い(輸出目的)	105	通過貿易	46
ライヒスバンク保有からの返却	16	RM特別・清算勘定への払込(輸入目的)	145
RM特別・清算勘定からの新規未払い残高	40	ZAVでのボンド(外国債券)買戻し	8
		金割引銀行によるスクリプス等購入	11
		資本取引利払い	16
		旅行、運賃、その他の資本取引	99
計	459	計	459

注1) この中にはランプーア信用(荷為替信用状引受条件付信用)による66百万RMを含む。

出典：ARH, Teil II: 1934/35, 1 Bd., S.16.

半製品をできるだけ多く輸入する必要がある。

これに対して為替政策の観点はより立ち入った検討が必要であった。ドイツへの輸入品は、自由為替と為替信用(とくにランプーア信用)ならびにRM特別・清算勘定によって支払われる。たとえば1934年7月では、現金取引が6800万RM、ランプーア取引が6600万RM、そしてRM特別・清算勘定では1億4500万RMが利用されている。このうちランプーア信用は期間までに償還しなければならないから、将来、絶対に必要な商品の輸入のために残しておく必要があった。

輸入を新しく規制するためには、清算・特別勘定をとくに検討する必要があった。清算勘定では、ヨーロッパ小国と結ばれた協定と、フランス及びスイスと結ばれた協定を区別する必要がある。前者の対象国は、ブルガリア、デンマーク、エストニア、ギリシャ、ユーゴスラビア、リトアニア、ルーマニア、チェコスロバキア、トルコ、オーストリア、そしてハンガリーである。この協定を通じて支払われた額は、7月で約3700万RMであり、比較的少額であった。また、これらの国々の発券銀行は過剰な外国為替あるいは自由RMを引き出す権利を持っていなかったから、その限りで問題のない協定であった。フランス及びスイスと結ばれた協定は、同年7月に発効したばかりなので、その影響をなお見通すことはできなかった。しかし、

両国から輸入する場合、ドイツの輸入業者は無制限に支払うことが認められているために、輸入規制にとってはかなりの障害要因になることが予期された。

ドイツの輸入支払のなかで、RM特別勘定はこの時期に急速に大きな割合を占め、およそ輸入の3分の1を占めていた。この協定の対象国は、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、イタリア、スペイン、ポルトガル、そしてベルギーである。この協定でも、ドイツの輸入業者には無制限の支払が認められていた。1934年7月にはこれを通じた支払は1億2900万RMとなり、このうち2200万RMがオランダの銀行に支払われた。この特別勘定ならびにフランス・スイスとの清算勘定は、ドイツの輸入業者にとって何ら輸入の減少をもたらさなかった。なぜならここでは輸入割当は行われないからである。それゆえ、むしろこうした国々からの輸入がドイツの輸入のなかで大きな割合を占めることにつながり、他方で、他の海外からの輸入が減少する恐れがあった。それゆえこの部分に協定改正が不可欠であった<sup>20)</sup>。

世界経済の動向に対して独自の管理体制を構築し、とくに輸入を抑制することは、国内経済

20) Nr. 4: Aufzeichnung der Reichsbank zum Neuen Plan im Außenhandel. 14. August 1934, in: ARH, Bd.II/1, S.19f.

の回復が明確になるにつれて長く続かないことはしだいに明らかになっていた。さしあたってイギリスがドイツの新システムに応じたことはシャハトを救ったといえるが、窮地を打開するには輸出促進策を新たに改革することが必要であった<sup>21)</sup>。

### (3) ヒトラーによる輸出促進措置の指示

1934年後半に実施された貿易管理のための新計画にもかかわらず、ドイツの外国為替準備は危機的なまでに減少した。貿易赤字は1934年1月の2200万RMから同年12月には4560万RMへと増加し、1935年1月には1億500万RMへと急増したのである。このこと自体は、新計画による貿易管理、とりわけ外債償却金庫と金割引銀行、ならびに支払猶予信用を通じた輸出金融が失敗したことを認めさせるものでもあった。他方で、それまでの雇用創出措置は国内景気の刺激によって輸入を拡大させたが、そのことによって輸出は抑制されてきたのではないかという見方も生み出していた。それゆえ、国内需要の高まりに見合う程度で輸出をも高める措置の必要性が認識されたのである。

新たな輸出促進措置のための資金は、当初、金割引銀行ないしライヒ予算から支出することが検討された。しかしそれらは、シャハトの要請にもかかわらず、結局、財務省予算が逼迫していたために実現できなかった。そこで検討されたのが、工業自身から必要な資金を集めることであった<sup>22)</sup>。

1935年3月22日、ヒトラーはシャハトの草案に基づいて、次の2点を指示することになった。

「第一に、公的注文を受注できる企業は、ライヒ経済大臣によって、産業部門ごとに定められた輸出業務を営むことが証明される企業に限る。公的注文とは、NSDAPによる注文も含む。

「第二に、公的注文を受注する企業は、輸出促進のために、雇用創出課徴金を公的注文の請求書からの控除によって自発的に納入しなければならない<sup>23)</sup>。

このように拠出金を賦課する理由として、公的注文を受ける企業は何ら信用リスクを負わず、正確な支払を予定することができ、十分な価格を受け取るのに対して、輸出業務はしばしば損失を伴い、多くのリスクを負うことがあげられている。控除の額などについては、ライヒ経済大臣が布告を発令することとされた。

3月末、ライヒスバンク評議員でライヒ経済省為替局長のベルンフーバー (Bernhuber) は、ライヒ工業団体 (Reichsgruppe Industrie) の為替会議で輸出奨励補助金のための資金調達について説明し、従来のZAVの手続きを簡素化することで、工業界からの同意を取り付けようとした。輸出促進に関するヒトラーの指示を受けて、さらに4月半ば、個々の産業部門代表者はライヒ経済省へ召集され、さしあたって「自由意志で」計画に参加することを要請されたのである。ここで代表者たちは、たしかにドイツの輸出が賦課金の導入によって進展し、それによって国内景気と雇用創出が維持されることを理解していた。しかしこの制度によって、非常に多くの企業が少なくない負担を負うことになり、それゆえ参加しない企業が多数現われることを考慮する必要があった<sup>24)</sup>。

こうした資金調達は、すでに以前から石炭業や自動車、セメント、ガラス工業で一部行われていたために、工業部門の一部では抵抗は薄められていた。しかし拠出金の額について協議が

21) 1934年11月1日の英独支払協定によって、ドイツ側は債務利子支払いを再開し、他方、イギリス側はドイツの未払い貿易信用のために貸付を行い、「自由外貨」さえ保証した。Tooze, Adam, *The Wage of Destruction. The Making and Breaking of the Nazi Economy*, London 2007, p.87.

22) Ebi, *Export*, S.159f.

23) Nr.123: Anordnung Hitlers zur Förderung der deutschen Ausfuhr, 22.März 1935, in: ARH, Bd. II/1, S.464f.

24) Ebi, a.a.O., S.162f.

及ぶと、抵抗は大きくなった。シャハトは、公的注文を年間2万RM以上受けている企業については、売上の2~5%を考えていたのである。製鉄業・化学工業・電気工業の各経済団体(Wirtschaftsgruppe)は、拠出することによって国内投資額が減退すると主張して、明確に反対した。こうして当初の「自発的な」計画は、ライヒ経済省の指示による実施へと変化せざるを得なくなった。またボッシュ(Bosch)が計画に対して批判的な内容の陳情をヒトラーに提出すると、シャハトは拠出金の対象企業を、公的注文を受ける企業だけでなく、それ以外の企業も含めることにした<sup>25)</sup>。

こうした理由から、産業企業からの賦課金徴収に関する法律を制定し、これによって経済団体は賦課金を拠出し、場合によっては強制的に徴収する必要があった。なぜなら、自由にするには調達の責任を負わないことになるからである。シャハトを中心にして策定された立法「産業における賦課金徴収に関する法律」は、1935年6月28日公布され、7月1日から発効した<sup>26)</sup>。

#### (4) 輸出奨励措置に対する政府内の危惧

輸出促進策が実施されるに当たって政府内には幾つかの反対意見があった。第一に、外務省は、この政策が外国からの反発、つまり外国の対抗的な通商措置を惹き起こすことを危惧していた。

これに対してシャハトは、ドイツの貿易のうち約80%は交換、清算、そして補償の方法でなされており、自由な貿易は20%以下となっている。また、対抗措置を取ると考えられる米国との通商は急速に低下しており、懸念するに

は当たらないとした。ただし、ポーランドやイタリア、スイスなどの国々は輸出補助金を導入するかもしれないことを憂慮していた<sup>27)</sup>。

ライヒ価格監視委員からは、価格の上昇を懸念する意見が出された。これに対してシャハトは、その懸念をあえて無視しなければならないと答えている。シャハトは、そうするより他に方法がないのであり、もし税で輸出を支えらるるなら、企業は投資などによって支出を高めて利益を部分的に小さくするだろうと考えていた<sup>28)</sup>。

財務省は、必要な程度以上に輸出に補助金を与えるのではないかと懸念していた。財務大臣は外国債券の買戻しを続けることを提案していた。これに対して、シャハトは、どのような形にしても輸出を支援しようとするれば、税収は減少すると述べ、外国債券を買い戻すためには外国為替がないとして財務省案を一蹴した。

ヒトラーは議論のうちに、シャハトの立法を唯一正しいものとして支持し、工業からの分担金徴収を政府が強制したものでないようにするために、徴収の権限をライヒ経済省から商工会議所(Industrie- und Handelskammer)に移すことを指示した。こうして輸出促進のための分担金徴収法案は、ヒトラーによって修正されて成立したのである<sup>29)</sup>。

### 3. 国内産業企業からの拠出による輸出奨励措置

#### (1) 輸出奨励補助金制度の開始

新規則が制定されると、新たに権限を与えられたライヒ経済会議所(Reichswirtschaftskammer)は1935年7月9日、経済団体に対して、同会議所所属企業から1935年7月1日以降の拠出金を遡及的に徴収することを指示し

25) Ebi, a.a.O., 163f.

26) Nr.174: Geheime Begründung zur Kabinettsvorlage eines Gesetzes über Erhebung von Umlagen in der gewerblichen Wirtschaft. 17. Juni 1935, in: ARH, Bd.II/2, S.631f.

27) Nr.177: Ministerialbesprechung vom 26. Juni 1935, in: ARH, Bd.II/2, S.639.

28) A.a.O., S.640.

29) A.a.O., S.640f.

た。徴収金は金割引銀行に集中され、商工会議所と手工業会議所 (Handwerkskammer) が補助金配布を執行するものとされた。これらの内容は最終的に、1935年7月23日付け「工業経済における補助金徴収に関するライヒ経済会議所指令」に規定された。それによれば、輸出補助金は毎月中旬に金割引銀行に送金され、その分を価格引き上げによって消費者に転嫁することは厳しく禁止された。遅延した場合は、延滞賦課金が課された。国内販売額が1万5000RM以下の企業は、徴収対象外となった。国内販売額が10万RM未満の企業は、販売額から1万5000RMを控除した<sup>30)</sup>。

新制度開始直後の1935年7月24日までに、ドイツ金割引銀行は、1935/36年度分の輸出奨励補助金総額約6億8000万RMのうち、早くも約5600万RMを受け取った<sup>31)</sup>。拠出金の産業部門別金額は第3表に示されている。制度が始まった1935/36年度において、産業部門のなかでは化学工業が1億1500万RM、繊維工業が1億RMと大きな負担を強いられている。続いて製鉄業は5600万RM、機械工業は3500万RM、建設業は2270万RM、鉄鋼・ブリキ加工業は2600万RMをそれぞれ負担し、鋳山業は660万RM、精密機械・光学工業が250万RMとなっている。1935年度の合計は、表に示されている限りで約4億RMであり、それは1936年度において3億RMとやや減少したが、その後1937年度には約4億5000万RM、1938年度には約5億RM、1939年度には4億RM強の額が各産業部門から集められた。

## (2) 輸出奨励拠出金の企業に対する影響

こうした拠出額は各産業部門のなかでどれほどの割合を占めていたかを示したのが、第4表である。それによれば、多くの産業部門で拠出金の基準とされたのが国内販売額である。1935

年度において、鉄鋼・ブリキ加工業や精密機械・光学産業、繊維工業ではその2%が拠出金とされ、化学工業の4.4%が最大割合となっている。とくにI. G. フェルベン社 (I. G. Farben) では8.7%というとくに高い割合になっている。こうした割合は1936年度にはかなり軽減され、1937年から再び一部の産業部門で高い割合が設定されている。建設業では拠出金の割合が賃金総額を基準として設定されていた。

これら拠出額は販売価格への転嫁を禁止されており、また一般的に価格引き上げは政府の価格統制のために不可能であったから、実際それは利潤から支払われねばならなかった。多くの企業にとって、それはかなりの負担となっていた。たとえば、ラインハウゼンのクルップ社 (Krupp) では税引き前利益の3分の2ないし4分の3、グーテホフnungスヒュッテ社 (Gutehoffnung) でも同程度の額が徴収された。繊維工業では、税引き前利益のやはり3割から4割が失われた。他の産業では、さらに重い負担にもなった<sup>32)</sup>。

新制度導入によって多くの企業の財務状態が悪化したことを、ライヒ経済省は知っていた。電気工業や機械製造業、鉄鋼・ブリキ製造業では多くの異議申し立てが調停機関に提出されていた。それゆえシャハトは、再度財務大臣に予算措置を要求したが、それは拒否された。

輸出奨励措置の分担金は、ライヒ経済会議所とライヒ団体を通じて広範な国内企業に課されたものであり、それまでのZAVの影響範囲を超えて国民経済的な意義をもっていた。ところで拠出企業のなかには、第3表で示される以外に、さらに銀行業も加わっていた。次に、アレクサンドリア文書を利用して、銀行業にいかんして分担金が賦課されたかを明らかにしよう。

30) Ebi, *Export*, S.166f.

31) A.a.O., S.167f.

32) Ebi, *Export*, S.170.

第3表 産業部門別輸出奨励分担保金拠出額

(百万 RM)

	1935/36年度	1936/37年度	1937/38年度	1938/39年度	1939/40年度
鋳 山 業	6.6	3.5	21.5	25.0	-
製 鉄 業	56.0	50.0	90.0	90.0	100.0
鉄鋼・ブリキ加工業	26.0	13.0	20.0	22.2	-
機 械 工 業	35.0	28.0	55.0	65.0	85.0
精密機械・光学産業	2.5	2.4	4.7	5.8	-
航 空 機 産 業	4.0	4.0	6.0	7.0	8.0
建 設 業	22.7	19.7	28.0	30.0	-
電 気 工 業	30.0	25.0	38.0	40.0	-
化 学 工 業	115.0	75.0	105.0	116.0	128.0
織 維 工 業	100.0	73.0	85.0	90.0	95.0
計	397.8	293.6	453.2	491.0	416.0

出典：Ebi, *Export um jeden Fall*, S.168.

第4表 輸出奨励分担保金の産業部門別算定率

	1935/36年度	1936/37年度	1937/38年度	1938/39年度	1939/40年度
鉄 鋼 ・ ブリキ加工業	国内販売額の2%	国内販売額の0.8%	国内販売額の0.8%	国内販売額の0.8%	国内販売額の0.8 ～1.2%
機 械 工 業	工作機械国内販売 額の4%	工作機械国内販売 額の2%	工作機械国内販売 額の2.5%	工作機械国内販売 額の2.5%	工作機械国内販売 額の2.2%
精 密 機 械 ・ 光 学 産 業	国内販売額の2%	国内販売額の0.7%	国内販売額の1.2%	国内販売額の1.2%	国内販売額の1.2%
建 設 業	賃金総額の3%	賃金総額の2.5%	賃金総額の3%	賃金総額の3%	賃金総額の3%
電 気 工 業	国内販売額の2.5%	国内販売額の1.8%	国内販売額の2%	国内販売額の2%	国内販売額の2%
化 学 工 業	国内販売額の4.4%	国内販売額の2.9%	国内販売額の3.3%	国内販売額の3.6%	
I. G. ファルベン社	国内販売額の8.7%	国内販売額の4.9%	国内販売額の5.7%		
織 維 工 業	国内販売額の2%	国内販売額の2/3%	国内販売額に応じ て5/8～7/8%	同前年	同前年

出典：Ebi, *Export um jeden Fall*, S.169.

#### 4. 輸出奨励措置へのライヒ銀行団体の参加

##### (1) 1935年における銀行側の抵抗と同意

1935年4月以降、輸出奨励制度をめぐる各産業部門からの分担保金が検討されていたとき、当初、銀行業からの分担保金拠出は除外されると

考えられていた。それは銀行業が1931年銀行危機において大きな損失を被り、なおそこから回復できなかったからである。しかし、しだいにより多くの拠出金が必要になることがわかるにつれて、銀行業も拠出の対象として検討が始められた。

その際、拠出可能な資金源として注目された

のは、為替変動利益 (Valorisierungsgewinn) であった。それは、ドイツの銀行ないしその顧客が対外債務を返済する際に、外国通貨の価値がドイツ通貨の価値に対して切り下げられている場合、ドイツの銀行が得る利益であった。ライヒ経済省は、1935年5月20日、この為替変動利益に対して拠出金を求めることができるかどうかについて、ライヒスバンクならびにライヒ金融制度委員と協議した<sup>33)</sup>。

ライヒ経済省が替局長兼ライヒスバンク評議員のベルンフーバーは司会役として、冒頭、ドイツの民間銀行は輸出奨励のための資金調達にどの程度参加すべきかと問題を提起した。これを受けて、ライヒスバンク部長 (Reichsbank-Direktor) フォン・ヴェーデル (von Wedel) は次のように述べた。

ライヒスバンクでは、総裁 (シャハト) は銀行から為替変動利益を徴収することにただちには賛成していない。また総裁はこの問題に関する判断を副総裁のブリンクマン (Brinkmann) に委任したが、副総裁はこの計画に明確に反対していると述べた。その理由として、銀行経営はたいへん難しい状況にあり、そもそも銀行危機での損失を穴埋めするために、為替変動利益の一定割合を受け取る権利を持っていると指摘している。ライヒスバンクはこの計画に反対であるとのことであった。

この発言を受けて、ライヒ銀行制度委員 (Reichskommissar für das Bankwesen) のクラウス (Claus) も、この計画を拒否すると表明した。

33) Vermerk über die Besprechung betreffend Erfassung der Valorisierungsgewinn der Banken für Zwecke der Ausfuhrförderung, den 6. Juni 1935. : in: Records of the Reich Ministry of Economics, 1914-1945 (以下、RRMEと略記), National Archives Microfilm Publication, T71, roll 86, frame 589269-72. ここで支払猶予信用から得られる利ざやとは、1932年以来更新されている「ドイツ信用協定」に基づいて対外債務が低利債権に借り替えられる際の利ざやを指していると考えられる。

フォン・ヴェーデルは、ライヒスバンクとしての反対論をまず述べた上で、次のように議論を進めた。ライヒスバンクの計算では、銀行業はこれまでにすでに為替変動利益を9000万RM得ている。これは銀行にとって十分な額ではないだろうか。銀行が今後、そうした利益をもう得ることができないとすると、別の方法で輸出奨励に参加することができるだろう。この点で、総裁は、銀行が支払猶予信用 (Stillhalte-kredit) を顧客に仲介するときに得る対資本額1.625%分の信用追加料金のうちから、資本額の0.5%に相当する額を輸出奨励分担金としてドイツ金割引銀行に振り込むことが可能ではないかと考えている。ライヒスバンクの資料によれば、この資金源から約500万RMが拠出可能だ、ということであった。

こうした支払猶予信用からの利益の一部を輸出奨励に充てる案に対して、ベルンフーバーは、それだけでなく、為替変動利益からの1000万RMの支払もあわせて金割引銀行へ支払う必要があると述べた。

これらの意見を受けて、フォン・ヴェーデルは、為替変動利益のうち、銀行が半分を取得することを認めつつ、他の半分以上を輸出奨励制度へ拠出することを支持した。為替変動の利益は銀行だけのものではないと考えていたのである。

この5月20日の協議において、ライヒ経済省とライヒスバンク、ライヒ銀行制度委員の三者はともに、銀行業がなお1931年銀行危機から十分に回復できずに困難な状況にあると認めつつ、しかしライヒ経済省は、輸出奨励制度にすべての産業が参加している状況において、銀行業もこれに参加すべきであると考え、またライヒスバンクは、銀行業が得ている不当な利益についてはそれを輸出奨励に拠出すべきであると考えた。他方で、ライヒ銀行制度委員は、それでもなお銀行業の困難な状況を優先的に考慮していたのである。

ライヒ経済省は、この協議で議論された銀行参加の2つの方法を再整理して可能性を検討し

た。第一の方法は、銀行が支払猶予信用を顧客に与えるときに得る利ざやに対して、そのうち資本額の0.5%を輸出奨励に回す案であり、これは銀行の直接負担となる。これによって約500万RMが見込まれる。第二の方法は、外国債務の返済に関わる為替変動から生じる利益のうち、10%を輸出奨励に回す案であり、この利益は銀行にとっては特別利益であるから、特に負担にはならないとされた。ライヒ経済省は、この2つの資金源に対して拠出を求めていくことについて、ライヒスバンクから同意を取り、ライヒ銀行業委員にも賛同を求めた。

これに対して、ライヒ銀行制度委員クラウスは次のような疑問を挙げている。第一に、1935年2月28日の利子引下げ法によって、銀行貸出利子は大きく引き下げられ、銀行にとって利ざやは縮小しているから、さらに銀行の収入源を縮小することは、銀行から信用を得る企業の側にとっても信用コストを引き下げる可能性を狭めることになる。第二に、為替変動益についても、銀行はまだその利益を実際に得ていないものがあり、それに対して輸出補助への拠出を求めることには問題があるとしていた<sup>34)</sup>。

この意見を受けて、ライヒ経済省は6月24日まで、従来案を基礎としつつ拠出が銀行の過大な負担とならないように案を作成した。第一の直接負担であるが、資本額に対する利子0.5%分ではなく2年間で0.375%分(1年ごとにその半分ずつ)を輸出奨励基金へと拠出する。金額として約300万RMになる。第二の特別利潤であるが、為替変動から生じる差益について、銀行が取得する2割程度のうち、半分の1割を輸出奨励基金に拠出する。ライヒスバンクは差益全体を約6400万RMと見積もっており、このうち1割の約640万RMが輸出奨励へと回ることになる。こうして両者の資金を合わせて、

銀行業から約1000万RMの拠出が見込まれることになった。ライヒ経済省は、この案についてシャハトの承認を得て、次に民間銀行経済団体(Wirtschaftsgruppe Bank und Bankiergewerbe)と交渉することになった<sup>35)</sup>。

しかし6月27日に予定された協議は実施されなかった。銀行側の代表者が参加しなかったためである。その理由は不明であるが、おそらく銀行側がライヒ経済省案に対して同意できなかった事情があると推測される。その後、フォン・ヴェーデルが銀行代表者に協議参加を呼びかけ、ようやくその日程は同年9月5日となった。銀行側から協議に招待された者は、ライヒ銀行団体(Reichsgruppe Bank)会長でコメルツ・バンク頭取のラインハルト(Reinhardt)、民間銀行経済団体(Wirtschaftsgruppe Privatbank)会長でライヒス・クレディット・ゲゼルシャフト頭取のフィッシャー(Fischer)、ドイチェ・バンクのモスラー(Mosler)、ドレスナー・バンクのラッシュェ(Rasche)であり、このうちモスラーとラッシュェには代理者が出席した。

9月5日に開かれた全体協議は、ライヒスバンク副総裁ブリンクマンの司会の下で開かれ、冒頭、民間銀行経済団体会長は、ライヒ経済省案に示された2つの方法による輸出奨励分担金へ民間銀行が2年間にわたって参加する用意があるとを表明した。ブリンクマンはこの表明を了承したのち、しかし、銀行の負担が正当であるかどうかと議論を促した。これを受けてコメルツ銀行頭取ラインハルトは、銀行への負担は利益に対して課せられていることを指摘し、そうした拠出に対して反対であると表明した。これに対してフォン・ヴェーデルは、銀行も一定最低額を負担する必要があること、すでに銀行は半年間に1860万RMの利益を得ているから、そのなかから負担すべきとした。ラインハルトはこれに対しても、銀行業の経済状況を考

34) Reichskommissar für das Kreditwesen, Bedingungen für Währungskredit, den 31. Mai 1935, in: RRME, 86/589243-44.

35) Vermerk, den 22. Juni 1935, in: RRME, 86/589262-66.

えれば、他の産業と同じように負担を徴収することはできないと反論した。ブリンクマンはここでシャハトの見解を紹介している。それによれば、シャハトは、銀行の負担は工業全体でなされる負担と同じように行われるべきではないが、しかし、銀行が為替変動や支払停止信用から得られる利益から一部を拠出すべきでないとするなら、それは理解できないということであった。ラインハルトはこの見解について、経済団体に再度協議するとして態度を保留したが、ブリンクマンは、協議の結論として、民間銀行は1935年10月1日から1937年10月1日まで、為替変動による認可利益の半分と支払猶予信用における利子の16分の3を輸出奨励分担金として拠出することを確認したのであった。<sup>36)</sup>

翌々日の9月7日、民間銀行経済団体はライヒ経済大臣に書簡を送り、6月28日法に基づいて5日の協議結果の内容で輸出奨励分担金制度に参加することを表明した。また書簡の最後では、「ドイツ経済界による自由意志の行動に参加することについて大臣の承認を願う」と述べて、ラインハルトによる署名が記された<sup>37)</sup>。

これを受けてライヒ経済省はライヒスバンクと協議しつつ、銀行業向けの「指令」(Anordnung)を作成し、9月23日民間銀行経済団体に送付した。この「指令」はライヒ経済会議所(Reichswirtschaftskammer)の名前で2種類作成された。第1指令では、分担金は民間銀行経済団体が会員行から徴収し、まとめてドイツ金割引銀行へ送るが、必要に応じて商工会議所(Industrie- und Handelskammer)が徴収作業を補助することが記されている。また第2指令では、民間銀行経済団体の会員行は、1935年9月25日から1937年9月25日まで、為替変動益の半分と支払停止信用利子の16分の3(1

年分)を毎月15日までに金割引銀行へ送る。支払が遅れた場合は、1週間ごとに2%の遅延金を金割引銀行へ支払うことが記されている<sup>38)</sup>。

これに対応して、民間銀行経済団体は会員行に対して、上記分担金を支払うように指示した。こうして銀行による輸出奨励措置が始まった<sup>39)</sup>。この制度は、1934年までのライヒスバンクにおける金・外国為替準備の枯渇という危機的状態を背景として、これを回復するための方法として、産業全体で支える輸出体制を構築するためであったが、銀行による分担金拠出をめぐる議論をみても、次のような特徴を指摘することができる。

第一に、当初の銀行免除の方針から、できるだけ多くの資金を収集するために銀行をも対象とすることになったが、その場合、一般的負担原則に基づいてではなく、銀行が得ている特別利益に対して分担金を求めていくことになった。第二に、銀行側は1931年銀行危機以来の経営的困難の状況のために、特別利益をも確保する必要があった。それゆえ、ここで銀行側の利益と政府・ライヒスバンクの方針とは対立したのである。第三に、銀行側はその意思を当初は6月協議に参加しないことで表現したのであるが、結局9月協議に参加せざるを得なくなった。しかしそれにしてもドイチェ・バンクとドレスナー・バンクは頭取が参加しないことで消極的に抵抗し、コメルツ銀行ラインハルトは協議のなかで明確に反対した。第四に、にもかかわらず、銀行側は最終的に「自由意志で」参加することを表明したのであるが、これは事実上、合意を強制されたというべきであった。第五に輸出奨励措置は法律枠組みは政府が作成したが、実際の執行手続きは中間組織と民間組織との間で作成された形になっていた。

36) Vermerk, den 11. Sept. 1935, in: RRME, 86/589286-92.

37) Wirtschaftsgruppe Privat Bankgewerbe an den Reichs- und Preussischen Wirtschaftsminister, den 7. Sept. 1935, in: RRME, 86/ 589300.

38) Reichswirtschaftskammer an das Reichs- und Preussische Wirtschaftsministerium, 23. Sept. 1934, in: RRME, 86/589308-12.

39) Wirtschaftsgruppe Privates Bankgewerbe (an die Mitglieder), 24. Sept. 1935, in: RRME, 86/589354-55.

## (2) 1936年における銀行側の「抵抗」

輸出促進措置が、翌1936年5月から新年度になるにあたって、銀行業から分担金を徴収するかどうかについて、ライヒ経済省とライヒスバンク、ライヒ信用制度委員は再度、協議を開始した。ライヒ経済省は、ここで次の点を問題とした。1935年においては、銀行業全般の経営状態が順調ではないために、為替変動益と支払停止信用利子という特別な利益部分に拠出が求められたのであるが、1936年においては、銀行業の経営状態を検討し、他の産業と同様に、その業績能力(Leistungsfähigkeit)に基づいて分担金額を決定すべきであるということである。そこでライヒ経済省を代表して次官ポッセ(Posse)は、1936年6月13日、ライヒスバンクに対して、銀行が輸出促進賦課金に参加すべきかどうか、また参加する場合にはどの程度が適切かについて検討するように依頼した<sup>40)</sup>。

これに基づいて、ライヒスバンク国民経済統計局は1936年7月15日、「銀行は輸出分担金にいかなる金額で協力できるか?」と題された報告書を提出し、そこで銀行の収益力と全体状況が国内景気動向との関連でいかに展開しているかについて検討している<sup>41)</sup>。

それによれば、金融機関各業態の輸出分担金は第5表の通りであった。ライヒスバンクはそうした査定の根拠を、第一に純益であるとし、抵当銀行ではその10分の1、貯蓄銀行では25分の1、その他の銀行では20分の1を分担金の掛け率とした。各業態で率が異なったのは、資産総額、粗利益、自己資本比率、そして個別金融機関の特別な事情を考慮した結果であるとしている。以下、おもな業態の経営状況を報告

第5表 ライヒスバンクによる輸出促進措置の金融機関分担金査定額(1936年度)

金融機関	分担金額(万RM)
民間信用銀行	300
個人銀行	-
抵当銀行	220
邦立銀行	120
GZ(振替銀行)	60
貯蓄銀行	400
信用組合	-
計	1,100

(出典: Mit welchem Betrag können die Banken zur Exportumlage herangezogen werden?, S.11, in: RRME, 86/589664.)

書に基づいて概説しておこう。

## 【信用銀行】

報告書によれば、1935年までの国内経済の回復傾向とは対照的に、民間信用銀行の業務は停滞していた。1928年の数値を100として、1933年から1935年までに国内産業の生産指数は61.5から95.3へと回復していたのに対して、ベルリン大銀行5行の資本金はこの期間に5.4%減少し、また地方銀行10行においても資本金は4.3%増加したのみであった。ベルリン大銀行での資本金減少は、外国資本が減少したことによるものであり、したがって国内資金はあまりかわっていない。また信用業務の中では、交互計算業務や商業手形のような収益性の高い業務が減少し、これに代わって銀行引受手形割引(Privatdiskonten)や雇用創出手形、国庫手形、国庫証券、ライヒ国債などの低利証券運用が増加した。

もっとも銀行の収益は減少しているわけではない。とくに工業企業の健全化によって、返済見込みの小さい信用が減少し、以前は利子を取れなかった信用が収益を生み出すようになったからである。また証券類は高い相場で売却されている。銀行の収益改善は、1935年になって配当金の復活にも現われている。

報告書はこのように信用銀行の回復傾向を述べるにもかかわらず、銀行収益増の一部を輸出分担金として徴収することを薦めていない。な

40) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister an Reichsbank-Direktorium, 13. Juni 1936, in: RRME, 86/589642-43.

41) Mit welchem Betrag können die Banken zur Exportumlage herangezogen werden?, in: RRME, 86/589654-70.

ぜなら多くの金融機関は、1931年銀行危機における損失をまだ埋め合わせていないからである。株式銀行は全体的に収益を回復する傾向にあったが、合計164行のうち、50行(資本金合計額1億2800万RM)は配当金を支払うことができず、26行(資本金合計額3500万RM)は4%以下の配当金を支払うにすぎなかった。また、ベルリン大銀行を含めた約半数の株式銀行は4%から6%の配当金を支払い、少数の比較的資本金の少ない銀行だけが6%以上の配当金を支払っていた。これら164行の総資本額は合計8億4400万RM、配当金総額は3200万RMであるから、平均配当率は3.8%となる。

また報告書は、十分な配当金を支払っている銀行についても、それが健全化しているとはいえないとしている。例えば支店を持つ大銀行は、総資本金のなかの不十分な株式資本についてのみ配当金を支払っているのである。ライヒ信用制度法においては、責任自己資本・他人資本の標準比率が規定されているが、株式資本をその金額まで充足するために、銀行ははるかに大きな資金を必要としているのであった。同法第16条第1項で指示されている適正水準での現金準備のためには、収益のうちのさらに大きな部分が必要とされていたのであった。

それゆえ報告書は、銀行が顧客企業のために信用コストを引下げ、1935年には信用手数料を0.5%引き下げている状況のなかで、信用銀行に対して輸出分担金を高く設定するならば、その負担は信用供与先に転嫁される恐れがあることを指摘している。さらに、とくに大銀行では、外国貿易との関連で、為替統制経済と清算取引、ならびに輸出・補償業務について間接的に大きな貢献が果たされていることが重視されている。信用銀行健全化の障害とならないようにするために、輸出分担金を純利益の20分の1にあたる約300万RMを上限として提案し、また収益の少ない銀行は免除すべきとしている。

#### 【担当銀行】

担当銀行は、土地を担保とした信用機関であ

るという性格と、その資本金の状況ゆえに、金融恐慌の影響からより早く回復していた。1935年においては、新規証券発行停止と利子率引下げのために業務環境はけって良好ではないが、収益自体は改善しており、とくに南ドイツ土地信用銀行(Süddeutsche Bodenkreditbank)などは配当率を引き上げている。他方、ハンブルク担当銀行(Hamburuger Hypotekbank)は配当率を引き下げている。ライヒスバンクは、引き続き土地市場が活発になっていることから、担当銀行の分担金を純利益の10分の1とすることが可能であるとした。

#### 【振替銀行と貯蓄銀行】

振替銀行20行では、ベルリン市銀行(Berliner Stadtbank)のように純益が低い銀行があるが、全体では107.6万RMの純益が報告されており、1935年にはさらに増加すると予想されている。そこで純益の20分の1を分担金として拠出することが提案される。

また貯蓄銀行では1932年以降、順調に利益が回復している。業務範囲の拡大によって経費は増加しているが、1932年に6600万RMだった純益は1935年には1億RM程度になると予想されている。貯蓄銀行全体での純利ざやが0.4~0.5%ポイントであるが、そこからおよそ6500万~8000万RMの純利益が得られ、また手数料や相場利益、賃貸収入などが2500~3000万RM見込まれている。貯蓄銀行では、自己資本の増強が課題とされていることから、安全資産を利益のなかから積み増すことが必要である。そこで純益の25分の1を分担金の基準として考えることが提案されている。

#### 【その他の金融機関】

個人銀行の経営状況は非常に圧迫されており、この業態を維持するという観点で分担金は要求されていない。邦立銀行のなかでは、プロイセン・シュターツバンク(海外貿易銀行)(Preußische Staatsbank (Seehandlung))とバイエルン・シュターツバンク(Bayerische Staatsbank)が非常に良好な経営状態を続けて

いるために、純益の20分の1を分担金とする。信用組合では、収益が改善しているが、その資金を損失補填や自己資本積み増しに振り向ける必要があり、分担金拠出は求められていない。

ライヒスバンクによる以上の報告と提案に対して、ライヒ信用制度委員エルンスト(Ernst)は、9月22日、基本的に金融機関による分担金拠出に賛成しつつ、しかし、個別の分担金額と総額について次のようにライヒ経済省に提案した。

民間銀行の分担金は300万RMとする。規模の大きい個人銀行と信用組合にはそれぞれ40万RMと20万RMの分担を求める。貯蓄銀行には他の分野で任務があるから、100万RM減額して300万RMとする。抵当銀行のうち、民間銀行は減額して100万RMとし、公的抵当銀行は、GZ・邦立銀行と合わせて公法銀行とし、分担金を150万RMとする。プロイセン・シュターツバンクは公的特務銀行として、別に80万RM負担する。最近現われてきたローン会社にも分担金を求める。金融機関による分担金総額は1000万RMを上限とする<sup>42)</sup>。

ライヒ経済省は10月7日、以上の2つの提案を受けて、ライヒスバンク、ライヒ信用制度委員、ならびにライヒ銀行団体会長フィッシャーを招いて検討を行った。

ここでまずフィッシャーは、銀行は、製造業での国内景気に関わることができず、また準備金形成を優先しなければならないから、分担金について他の工業グループと同じように考えてはならないとして、上記の提案に反対した。

これに対してポッセは、エルンスト案を念頭に置いて、そうした銀行業での特別な事情はすでに考慮されていると答えた。

民間銀行経済団体事務長テヴァーク(Tewaag)は、銀行が前年負担した為替変動益

と支払猶予信用に対する特別負担は今回も実施されるのかという問いに対して、ポッセはそのとおりと答え、その額は上の提案とは別であるとした。

貯蓄銀行経済団体会長のハインツェ(Heintze)は、既存の法的規定のために貯蓄銀行には裁量の余地がほとんどなく、いずれにしても監督当局の認可が必要であると述べ、プロイセン・シュターツバンク頭取(公的特務銀行経済団体会長)シュレーダー(Schröder)は、同行は純粋な基金管理銀行であるゆえ、分担金負担には同意できないと述べた。

これに対してポッセは、今回の措置は共同行動なので個別銀行が脱落することは認められないと答え、監督当局への問合せはライヒ経済省が指示するとした。

続いてテヴァークは、アドルフ・ヒトラー基金(Adolf-Hitler-Spende)や銀行監督経費負担のように同一の配分基準なら納得できるが、民間銀行はすでに特別負担を拠出した上にさらに今回の大きな負担が要請されているから反対であると述べ、ドレスナー・バンクのシッペル(Schippel)も二重負担に反対した。またウェルツィーン(Weltzien)は分担額の軽減を求めた。これらに対して、ポッセは軽減は認められないが、ライヒ経済会議所が分担額を決める際に個別に調整される可能性を述べた。

最後にベルンフーパーは、分担金を価格に転嫁することを禁止することについて指摘し、またポッセはライヒ銀行団体会長は1週間以内に配分基準をライヒ経済省に報告することを指示した<sup>43)</sup>。

10月12日、フィッシャーは、銀行関係の各経済団体会長と協議し、ライヒ経済省から要請された1000万RMの輸出分担金を次のように配分することを報告した。民間銀行400万

42) Der Reichskommissar für das Kreditwesen an den Reichs- und Preußischen Wirtschaftsminister, 22. September 1936, in: RRME, 86/589672-74.

43) Vermerk des Reichs- und Preußischen Wirtschaftsministers, 9. Oktober 1936, in: RRME, 86/589680-86.

RM, 公的特務銀行 80 万 RM, 公法銀行 150 万 RM, 貯蓄銀行 300 万 RM, 信用組合 70 万 RM の負担である。ただしこれについては 3 つの大きな留保があった。第一にドレスナー・バンクはこうした分担金が経営的に負担不可能であることを主張したこと<sup>44)</sup>, 第二にプロイセン・シュターツバンクが拠出に同意していないことである。後者については, ライヒ経済省も一部でそれに同意していた事情がある。しかしフィッシャーはその場合の欠損金 80 万 RM を他の銀行が負担できないため, むしろプロイセン・シュターツバンクに拠出を求めた経緯がある。第三の異論は, 貯蓄銀行が 250 万 RM までしか拠出できないことであった<sup>45)</sup>。

その後もシュレーダーは, 同経済団体への分担金を 60 万 RM まで引き下げを要請したが, ライヒ経済省は, 同行の特殊な地位を十分承認しつつ, しかし銀行の輸出奨励分担金に参加することを要請し, 金額の引下げについてはライヒ銀行団体の決定なので, その議論に介入することはできないとした<sup>46)</sup>。

ドレスナー・バンクは分担金を負担することが難しいことを理由に, 最終決定までに「考慮」してもらえぬことを強く願った。為替変動においてたしかに利益は得られるが, 同時にそこから通貨リスクも生じており, 同行が諸国の通貨切下げから受ける損失はそこから得られる利

益を上回っていると述べ, ドレスナー・バンクは, 国内経済から利益を得ている銀行と同様の仕方では負担することはできないと主張した<sup>47)</sup>。

ドレスナー・バンクとライヒ経済省およびライヒ経済会議所との交渉はその後も繰り返され, ようやく 1937 年 2 月 15 日, ライヒ経済会議所の通知によって決着した<sup>48)</sup>。結局, ドレスナー・バンクが支払わなければ, 他の銀行が負担することになったのであり, そうした調整はライヒ経済省としてもライヒ経済団体としてもおそらく受け入れられなかったのである。

他方, 貯蓄銀行では, これを 1 回限りとして受け入れたのであるが, そもそも貯蓄銀行中央組織には, この時期に政府決定を拒否するだけの力はなかった。しかしそれは他の経済団体でも多かれ少なかれ同様であった。ライヒ銀行団体とその下部組織である各経済団体が政府案に「合意」したことによって, 経済会議所は輸出奨励分担金に関する「指令」書第 255 号, 第 256 号, 第 260 号を作成したのである<sup>49)</sup>。

### (3) その後の分担金措置

第 3 年目においても銀行業は分担金拠出を要請された。1936 年秋に金ブロック諸国が金本位制から離脱したことによってドイツの交易条件が悪化していたことを考慮して, ライヒ経済省は, いっそう輸出競争力を高めるために, 輸出補助金を増額する方針を出していた。それゆえ, 銀行業に対しては, 分担金を 1000 万 RM から 1300 万 RM へ引き上げることが提案された。1937 年 3 月 1 日に開かれた関係者会議で, バルンフーバーは, 銀行業の分担金は他の産業

44) 民間銀行経済グループで決定された各行の負担金決定方法は, 支店数, 従業員数, 資産額ならびに銀行監督負担金に応じて算定された (Umlagebescheid der Wirtschaftsgruppe Privates Bankgewerbe, in: RRME, 86/ 589744)。これに基づくと, 1936 年度のドレスナー・バンク負担額は約 50 万 RM と推計される (Johannes Bähr, *Die Dresdner Bank in der Wirtschaft des Dritten Reichs*, München 2006, S.170, 236)。

45) Otto Chr. Fischer an das Reichs- und Preussische Wirtschaftsministerium, 12. Oktober 1936, in: RRME, 86/589687-88.

46) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister an Präsident Dr. Schröder der Preußischen Staatsbank, 20. Oktober 1936, in: RRME, 86/589695-96.

47) Dresdner Bank an Ministerialdirektor Otto Schniewind, Reichswirtschaftsministerium, 15. Oktober 1936, in: RRME, 86/589690-94.

48) Reichswirtschaftskammer an die Dresdner Bank, 15. Februar, in: RRME, 86/589901.

49) Reichswirtschaftskammer an den Reichs- und Preußischen Wirtschaftsminister, 10. November 1936, in: RRME, 86/589714-42。この指令の内容は, それまでの協議で合意されたことであり, ここではそれ以上の紹介を省略する。

のそれと比べれば低いことを挙げて、負担可能であるとした。これに対してドイチュ・バンクのモスラーは、他の産業はZAVから輸出補助金を受け取っているのに対して、銀行業は輸出にはほとんど関与しておらず、したがって補助金を受け取っていないこと、また銀行業はすでに為替変動差益から分担金を拠出しているから、すでに役割を果たしていることを指摘した。これに対してベルンフーバーは、ZAVの目的は国内産業を動員して輸出を支えること、切下げ利益に関する規定は、銀行だけでなく、すべての産業に関わっていること、銀行に対しては、切下げ利益だけでなく、損失についても考慮していることを答えた<sup>50)</sup>。

ライヒ銀行団体のなかでは、民間銀行、信用組合、そしてとくに公的特務銀行から強い異論が出されたが、結局この金額は受け入れられ、1937年度については、民間銀行530万RM、公的特務銀行80万RM、公法銀行200万RM、貯蓄銀行390万RM、信用組合100万RMの拠出分担が決められた<sup>51)</sup>。

第4年目については、1938年4月2日、関係者が協議した。ここでライヒ経済省のクライン(Klein)は分担金の引き上げを提案したが、これに対してライヒ経済団体のプフェファー(Pfeffer)は、銀行業はなお再建途上にあり、他の分担金をかなり支払っているから、輸出分担金を引き上げることは考慮したくないと願い出た。テヴァークは、たとえば民間銀行は1937年度に輸出分担金として530万RM支払っただけでなく、為替変動差益と支払停止信用利益からさらに300万RM支払っており、後者の廃止

を要求した。こうした議論ののち、ライヒ銀行団体は、結局1938年度について前年度と同額の合計1300万RMを輸出奨励分担金として支払うことを決定した<sup>52)</sup>。

第5年目についてライヒ経済省は前年と同額の分担金をライヒ銀行団体に要請したのであるが、傘下の経済団体がほぼ同意したなかで、民間銀行だけは、1939年4月28日、他の産業では輸出分担金が自分たちへの補助金として帰ってくるのに対して、銀行業ではせいぜい取引先企業がそれによって成長することを通じて利益になるに過ぎないとして、今後の支払いを拒否すると表明した。しかしライヒ経済会議所はこれを聞き入れず、前年額の530万RMを記した指図書を作成し送付した<sup>53)</sup>。

戦争勃発後の1940年度では分担金は、民間銀行経済団体550万RM、公的特務銀行120万3800RM、貯蓄銀行405万7140RM、公法銀行163万9060RM、信用組合102万RMにそれぞれ引き上げられた<sup>54)</sup>。また1941年度も、前年度と同額に決められた<sup>55)</sup>。

その後、銀行業への分担金がどのように展開したかは史料的に確認することはできない。1935年度に開始された銀行業の輸出奨励分担金負担は、確認される限りで7年間継続されたことになる。ここまで見てきた銀行業に対する分担金賦課を決定する過程から、さしあたり次のことを指摘することができる。

第一に、すべての産業部門を対象としたこの

50) Der Reichs- und Preußische Wirtschaftsminister an Reichbankdirektorium, 13. Februar, in: RRME, 86/589949-50; Vermerk über die Stzung vom 1.3. d. Js. betr. die Festsetzung der Ausfuhrförderungsumlage für die Rg. Banken, 2. April 1937, in: RRME, 86/589957-60.

51) Reichsgruppe Banken an das Reichs- und Preußische Wirtschaftsministerium, 11. März 1937, in: RRME, 86/589962-64.

52) Vermerk über die Besprechung betr. Ausfuhrförderungsumlage der Reichsgruppe Banken vom 8. April 1938, 23. April 1938, in: RRME, 86/590047-51.

53) Wirtschaftsgruppe Privates Bankgewerbe an die Reichsgruppe Banken, 28. April 1939, in: RRME, 86/590149-61.

54) Reichswirtschaftskammer an den Reichswirtschaftsminister, 22. Mai 1940, in: RRME, 86/590212-14.

55) Reichswirtschaftskammer an die Reichsgruppe Banken, 26. Juni 1941, in: RRME, 86/590244-45.

分担金拠出を銀行業にも適用することは、ライヒ経済省とシャハトの強い意向であり、ライヒスバンク部局とライヒ信用制度委員はそれに一部で抵抗しながら、全体として政府・ライヒスバンクの意思決定が銀行業個別経営の利益部分に介入した。

第二に、金融に関わるほとんどすべての銀行経営に対して、分担金は、負担率は異なるが共通に課されたために、銀行業の一部の経営がそれに個別に強く抵抗した。しかし、結局それは「共同行動」の名目の下に例外を認められなかった。

第三に、政府・ライヒスバンクの政策として実施された措置が、形式的には民間企業側からの「自発的意思」に基づいて進められ、中間組織であるライヒ団体と経済団体、そしてライヒ経済会議所が個別企業と政府の間に立って調整しながら共同行動として組織化した。

1935年から実施されたZAVの改良措置は、個別企業が政府の方針の下に中間団体によって利害を調整しつつ国民経済的な共同利益行動として実施され、軍備拡大に貢献したのである。それは調整された自律性と表現することができよう。そのもとに個別企業は合意を強制されたのであり、そうして人為的に形成された国家利害的共同装置の枠組みのなかで、「最大限の利益追求」を「自由に」行うことができたのである。

## 5. 輸出奨励措置の意義

### (1) 通貨切下げの代替措置として輸出奨励措置

RMの通貨価値切下げによる輸出価格の引下げによって輸出を拡大し、ドイツ経済を活性化する方法は、本稿冒頭にも述べたように、1931年秋から繰り返し提案されていた。しかしそれは最初から明確に反対されていた。ライヒスバンクはその理由として、通貨安定性と国内価格・賃金の安定性がライヒスバンクの最重要の政策

であることをあげていた。通貨価値切下げは輸入価格上昇と賃金上昇をもたらすことになり、生産費が上昇するからである。またRM切下げをして輸出が有利になったとしても、対外債務はむしろ重くなる。それゆえ1934年に外国為替危機がしだいに明確になると、ドイツにとって外国為替危機に対処する方法は、通貨価値切下げではなく、「新計画」しかなく、したがってヒトラーも価値切下げに明確に反対したのであった<sup>56)</sup>。

輸出奨励補助金を導入するにあたって、1935年5月3日、シャハトはヒトラーに対して次のように見解を述べている。

まずシャハトは、ドイツの輸出増加を妨げているのは、通貨価値切下げによって輸出を拡大しているイギリス、米国、日本の世界市場競争相手であるとみなし、自国の工業化と保護関税、輸入割当などのナショナリスティックな経済政策が至るところで強まっているとみている。世界貿易が全体として後退し、国際的な外国為替の保有状況のために、とくに南東ヨーロッパとイタリアなどでは、たえず購買力は低下している。こうしてドイツは、外国為替レートと対外債務のために、貿易を二国間でやむをえず相互に可能な範囲に抑える清算協定を結ぶことになった。さらに今後、ドイツの輸出価格は、世界市場の競争相手と比較すれば高い状態にあるから、世界市場で競争しようとするなら、ドイツの輸出に対して補助金を与えざるを得ず、またその資金をやむをえず国内工業から調達せざるをえないとシャハトは考えたのである<sup>57)</sup>。

しかし実際に輸出補助金制度が始まると、その拠出金負担は国内工業企業にとって少なくなかった。電気工業や機械製造業、鉄鋼・ブリキ

56) Boelcke, Willi A., *Die deutsche Wirtschaft 1930-1945. Interna des Reichswirtschaftsministerium*, Düsseldorf 1983, S.103f.

57) Nr.154b: Betrifft Imponderabilien der Exportes, in: ARH, Bd. II/1, S.567f.

58) Ebi, *Export*, S.171.

加工業からは1935年度のうちに合計80件の苦情や異議申し立てが調停機関に提出された<sup>58)</sup>。

シャハトは1935年11月、ライヒ財務省に再び予算措置を要求したのであるが、それは拒否された。それゆえライヒスバンクとしては、拠出額軽減の方法を探って、1935年末から36年初めにかけて、通貨切下げの影響を検討し、次のような結論に達した。

通貨価値の33%ないし50%切下げによって、国内労働者家計の生活費は約5.5%から11%増加する。同程度の賃金引上げが行われたとしても、生活水準の低下が感じられる。もしそうした影響を避ける必要があるならば、政府はかなりの賃金引上げを実施しなければならない。しかし賃金引上げをすると、通貨引下げの効果は一部失われ、すでに存在している価格上昇圧力をさらに高めるだろう。それは軍備拡大にも悪影響を及ぼす。シャハト自身はそもそも原則として切下げ反対であった。それゆえ、ライヒスバンクとして通貨引下げを断念せざるを得なかったのである<sup>59)</sup>。その代償として、ZAVは改革され継続されたのであった。

## (2) ZAVの効果

各産業部門から徴収された奨励金が個別企業にいかにかに配分されたかについて、詳細は明らかでない。それは、この補助金の仕組みがライヒ経済会議所を通じて秘密裏にすすめられたこと、他方で、個別企業ごとの配分というよりも、特定の国向けの特定製品のすべてに同一に支給されたことによる。その意味でこの補助金制度は個別的ではなく、一般的な制度であった。個別企業は関連する取引コストとリスクを独自に引き下げるインセンティブを与えられたことになり、それゆえ輸出利益を稼ぐことが可能となった。さらに平均補助率は1935年後半に23%から28%に引き上げられた<sup>60)</sup>。

この制度に関連して、輸出促進のために、輸入された希少原料を追加的に輸出企業に割り当てることが行われた。それゆえそうした企業は、非常に利益が上がる製品を国内市場にも自由に供給し利益を上げることができた。さらにドイツから南米や南東ヨーロッパへ輸出される場合、これらの国々の輸入業者は清算勘定に蓄えられたアスキーマルク(使用が限定されているために割引かれて取引される特別勘定通貨)を利用して割引して輸入したが、この割引率は公式レートの3割に達する場合があった<sup>61)</sup>。

エビィによれば、この輸出奨励制度によってドイツの輸出競争力は明らかに高まった。1935年から37年にかけて世界市場価格は約17%高まったが、ドイツの輸出価格は8.5%の上昇に止まった。ドイツの輸出品のなかで主要な位置を占める完成品についても、同期間に世界市場価格は約6%上昇したのに対し、ドイツ製品価格は5.4%の上昇であった<sup>62)</sup>。

1929年から37年までの実効為替レートを推計したヘンツェルによれば、RMの実質レートは1929年を1として、1934年までおよそ1.2を越えて上昇していたが、その後、1936年の金ブロック諸国の金本位制離脱によるマイナスを除けば、1937年には約1.07あたりまで低下した<sup>63)</sup>。つまり、改良されたZAVはRM高の状況を相殺し、第1表に示されたような輸出の一定の増加をもたらしたのである。

このことは世界貿易における主要諸国の比較によっても確認することができる。ドイツは1929年に世界の輸入において9.09%、輸出で9.9%を占めていたが、1938年までに輸入ではそれ以上の、輸出でもそれとほぼ変わらない割合を維持していたのである。これは、通貨引下

61) A.a.O.

62) Ebi, *Export*, S.203f.

63) Hentschel, Volker, *Indikatoren der realen effektiven Wechselkurse großer Handelsnationen 1922-1937*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 73, 1986, S.203.

59) A.a.O., S.172.

60) Ebi, *Overvaluation*, S.35.

げを行った英国の輸出割合が同期間にはほぼ不変であり、また米国の輸出割合が明らかに低下し、フランスでも 1936 年から 38 年にかけて輸出割合が低下していることを考慮すると、著しく目立った特徴であるということができよう。こうした輸出の地位の維持にとって ZAV が果たした効果は否定できない<sup>64)</sup>。

しかしこの間にドイツの貿易相手先は大きく変化した。アメリカ合衆国は世界恐慌前にはドイツの最大の輸入相手先であったが、その関係は 1930 年代には急速に冷却し、1938 年になおドイツにとって第 1 位の関係ではあったが、割合は半減した。アメリカ合衆国との関係は輸出でも後退し、1938 年にはわずかにドイツの輸出の 2.8 % になった。対米関係ほどではないが、イギリス・フランスとの関係も総じて同様の動きを示しており、英米仏 3 国との通商関係の悪化が進んでいた。他方で、スウェーデンやイタリアが重要な貿易相手国として浮上し、さらに北欧・南東欧、そして南米との通商関係の比重が高まっていた<sup>65)</sup>。

このような関係は 1934 年以降、シャハトの二国間主義に基づく通商政策によって意図的に形成されたものであり、それはしばしば米国外務長官コーデル・ハル (Cordell Hull) によって同時期にすすめられた多国間主義的貿易自由化政策と衝突した。たとえば、ドイツは南東ヨーロッパからの原料輸入を確保しようとしただけでなく、南米からも主要原料・食糧の輸入を拡大しようとした。ブラジルからはコーヒーだけでなく綿花が主要な原料として重要であった

が、ドイツはこうした地域へ通商関係をシフトしていたのである。ブラジルが、ハルの広域自由貿易圏構想の域内から抜け出ることによって、独米関係は対立の構図を明確にしていくことになった<sup>66)</sup>。

こうした過程で生じた RM の内外二重価格は、ライヒスバンクとライヒ経済省による為替・貿易管理政策の結果として生じてきたものである。1930 年代半ばまでの平価切下げ議論ののち、ライヒスバンク・ライヒ経済省の主要な関心は外部価値の調整であった。ZAV によって輸出商品価格は政策的に決定できることになり、どこに輸出するかに応じてどの輸出商品を支援するかを決めることができた。輸入も同様であった。たとえば、綿花は、エジプトから世界市場価格で輸入するが、インドからは 15 % 割り増し、ブラジルからは 47 % 割り増しで購入する。またバターは、デンマークから世界市場価格で輸入するが、オランダからは 63 % 割り増しで購入する。同様にルーマニアについては、小麦で 27 %、とうもろこしでは 48 % の割り増しで輸入した。こうして商品取引のレートは、本来の市場システムの作用ではなく、一連の政治的目的によって決定されたのである<sup>67)</sup>。

## 6. 結びに代えて——ナチ経済になぜ輸出は必要であったか——

ZAV とは、1932 年に導入されて以降、実質的に RM 切下げを代替する措置であった。しかし当初の制度が個別的な支援措置であったのに対して、1935 年に改良された ZAV はドイツ国民経済全体にわたって実施されたものであり、RM の内外二重価値を生み出しつつ、政府による組織的な経済介入のメカニズムを形成したといえる。

「アウタルキー政策」とは、一般には輸入を

64) *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, 1949, S.457f. 1931 年から 1937 年までに、RM は、米国ドルに対して 68.27 %、英国ポンドスターリングに対して 65.42 % の切上げ率となっていた。イルムラーは、輸出補助金率はこれよりも低い水準であるから、この奨励制度は不十分であったと評価している。Irmeler, a.a.O., S.305 u. 312f. (前掲訳書, 373, 382-383 頁) 参照。

65) *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, 1949, S.410-413.

66) Tooze, a.a.O., p.88-89.

67) Tooze, a.a.O., p.267.

制限し、自給自足的な国民経済を全般的に形成すべく努力する経済通商政策である。しかし、本稿で検討した為替・貿易管理政策の内容とその展開を考慮すると、シャハトにとってそれはけっして自給自足的輸入制限ではなく、むしろ輸出拡大に重点があった。その場合、とくに重要なことは、1930年代における一定の紆余曲折を前提とした上で、米英仏との通商関係からの解放が目標になっていたことである。そしてこのことは、当然ながら対外債務の支払い拒否と結びついていた<sup>68)</sup>。

こうしたシャハトの対外経済関係の視点は、ゲーリングのそれとは明らかに異なっていた。それは、1936年5月12日の経済金融問題と原料・外貨問題に関する閣僚協議においてシャハトとゲーリングが交わした議論から明瞭に読み取ることができる。すなわち、シャハトの経済政策にとって重要な点は、第一に、通貨の安定性が許す範囲で軍備拡大と雇用創出のために努力することであり、第二に、ドイツ経済は外国からの原料輸入に依存しているから、その輸入のためにドイツの生産を増やし輸出を拡大することであった。つまり、軍備拡大のためには輸入が必要であり、そのために輸出が必要であった。他方、ゲーリングは、軍備拡大に必要な原料は国内で代替可能であるとの考えであり、したがって金・外貨は必要でなくなる。仮に輸入が必要になるとしても、それはスウェーデンなどから輸入可能であるとの立場であった。両者に共通することは商品(とくに原料)供給の確保であり、そのためにシャハトは通商政策を重視し、ゲーリングは国内自給政策を重視していた<sup>69)</sup>。

1936年10月から始まる4ヵ年計画は、ゲーリングのこうした考えを基礎にして立てられたプランであった。それは生存圏確保を最終目標として、そのために戦争準備体制と、金・外貨を節約する国内生産体制を構築することを目的としていた。しかし現実に計画が進行するなかで、原料不足問題、とくに鉄鋼不足の問題が生じてくるのであった<sup>70)</sup>。それは結局、ゲーリング的政策がしだいに行き詰まることを示していた。この時、すでにシャハト的理念は放棄されていた。1938年から昂進する過剰な通貨供給による通貨問題と、加熱した軍需拡大による原料・食糧の過剰需要は、それまで抑制されていたインフレの危機を目前のものとし、同時に輸入のための外貨不足をいっそう深刻化させた。インフレと外貨不足が解決不可能であれば、原料供給の確保という目標にとって残された選択肢は政治的な解決であったのだが、その経済的な見通しは必ずしも明確ではなかったのである。

68) Tooze, a.a.O., p.86.

69) Nr. 89: Ministerratsstizung bei Göring vom 12. Mai 1936, in: ARH, Bd.III, 1936, S.317-324. タイヒェルトは、アウトアルキーにとって鍵となる商品供給の確保は、通商政策、景気政策、そして戦時経済によって実現されるとしている(Teichert, a.a.O., S.4f.)。

70) ケブラーは鉄鉱石に関して、1934年11月、自給率の目標を最終的に50%に設定していたとされる。しかし、4ヵ年計画においては、鋼材と鉄鉱石の国内自給のために、高コストの国内鉱山開発と新たな帝国企業設立問題をめぐって鉄鋼資本とゲーリングが対立した。(工藤前掲書, 385-390頁)。

## The Export Promotion Policies and the Contribution of the Reich Group of Banks in the German Third Reich.

Mitsuishi, Ikuo

### ABSTRACT

This paper examines the causes and effects of the export promotion system and the involvement of the Reich group of banks to the system, which was reformed in 1935 by the Reichsbank President Schacht, because the problem of the foreign exchange shortage was not solved by the measure of import and exchange control and the German suspension of foreign debt repayment any more. The new export subsidies were largely financed by a levy not only on industry but also on banks. It meant a great burden on the marginal profit, so that many banks complaint to reduce it. Privat banks were injected from public funds because of the great loss at the banking crisis in the summer of 1931 and were readjusted in their capital stocks. But the plan was carried out by the Reich Economic Chamber, which was orderd by the Reich Economic Ministry and the Reichsbank. Schacht regarded it as the substitute of the measure of devaluation of German Reichsmark. Thus the subsidies improved the price competitiveness of German export and contributed to the rearmament of the Four Year Plan in the second half of 1930's. When exports fell suddenly in 1938, the problem of the foreign exchange shortage also apeared with the shortage of raw material and the fear of inflation.